

国立大学法人京都大学旅費規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合における旅費は、航空券等の手配等の手続を旅行代理店に委託した場合にあっては当該委託に係る交通費等を旅行代理店に、宿泊施設等を手配した場合にあっては当該宿泊に係る費用(食事に係る費用を除いたものに限る。)を宿泊施設等に支払う。この場合において、宿泊施設等に支払う費用は規程による宿泊料の額を上限とし、当該宿泊施設等に支払う額と規程による宿泊料の額に差がある場合は、その差額を当該職員等に支払うことができる。</p> <p>(後 略)</p> <p>様式1-1～様式3 (略)</p>	<p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の場合における旅費は、航空券等の手配等の手続を旅行代理店に委託した場合にあっては当該委託に係る交通費等を旅行代理店に、宿泊施設等を手配した場合にあっては当該宿泊に係る費用を宿泊施設等に支払う。この場合において、宿泊施設等に支払う費用は規程による宿泊料の額を上限とし、当該宿泊施設等に支払う額と規程による宿泊料の額に差がある場合は、その差額を当該職員等に支払うことができる。</p> <p>附 則 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>様式1-1～様式3 (同 左)</p>